

所管部課	健幸いきいき部健康推進課	部長	川口 莊一		
件名	東大和市母子保健法施行細則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市母子保健法施行細則について、本事業を行うための必要な事項を一部改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>第12条第1項中「法施行規則第9条第2項の規定により養育医療券の交付を行おうとするときは、あらかじめ医師の意見を聴かなければならない」を「速やかにその内容を審査し、養育医療の給付を行うことを決定したときは、養育医療券を交付するものとする」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>改正後の規則に基づき、養育医療に関する事務が適切に行えとともに、養育医療券の交付を速やかに行うことができる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和 4年11月 東大和市医師会に養育医療の審査依頼について令和5年度から廃止する旨を説明</p> <p>令和 5年 3月 文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>東大和市医師会に依頼していた養育医療の審査依頼を令和5年度から廃止する。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに規則の一部改正の手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。